

福島市要介護認定調査業務委託契約書

福島市長 馬場 雄基 (以下「発注者」という。) と _____

(以下「受注者」という。) は、要介護認定調査の事業の委託に関して、福島市要介護認定調査業務委託要綱に基づき、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(業務内容)

第1条 発注者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定されている要介護認定調査の事業（以下「受託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 この業務の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(受注者の責務)

第3条 受注者は、介護支援専門員であって、都道府県等が行う要介護認定調査に関する研修を終了した者に受託業務を行わせるものとする。

2 受注者は、受託業務の実施に際して、受託業務を実施する事業所の名称、受託業務に従事する者の氏名及び資格等を有する証明書の写しなど発注者が指示する文書を発注者に提出するものとする。

3 受注者は、前項により提出した文書記載の内容に異動があったとき又は介護保険法に基づく変更の届出等を行ったときは、速やかに発注者に対して文書で届け出るものとする。

4 受注者は、受託業務に従事する者の研修の機会を確保し、その資質の向上に努めなければならない。

(実施方法)

第4条 発注者は、受注者に対して、受託業務を実施する事業所又は施設毎に、要介護認定調査の対象者を文書で通知する。

2 受注者は、前項による通知を受けたときは、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3 受注者は、第1項による通知を受けたときは、前条第1項に規定する要介護認定調査に従事する者に要介護認定調査の対象者を訪問させ、法令等に基づき要介護認定調査を適正に実施するものとする。

4 受注者は、第1項による通知を受けたときは、通知日から起算して10日以内に要介護認定調査を実施しなければならない。ただし、特段の理由がある場合は、あらかじめ発注者の了承を得て、これを延期することができる。

(成果品)

第5条 受注者は、要介護認定調査を実施したときは、発注者があらかじめ指定した様式に記入の上、すみやかに原則として対象者の要介護認定調査に従事した者に福島市介護保険課まで持参させるか、発注者の指定する方法により電子データで提出するものとする。

(移動手段)

第6条 受託業務の実施に必要な移動の手段は、受注者が用意するものとする。

(委託料)

第7条 受託業務の委託料は、次に定めるところにより算定される額とする。なお、委託料には旅費及び再調査に係る経費を含むものとする。

(1) 受注者が要介護認定調査を実施する事業所又は施設に所属する調査員が、自らが所属する事業所、施設又は併設する事業所、施設、病院等において調査したとき 1件 2,800円（消費税別途）

(2) 前号以外 1件 3,300円（消費税別途）

(委託料の支払い)

第8条 委託料は、業務終了後に、一月分を取りまとめて支払うものとする。

2 受注者は、当該月分の委託料を翌月の10日までに、発注者が指定する請求書により、調査実績報告書を添えて請求するものとする。

3 受注者は、要介護認定調査の事業を実施する事業所又は施設毎に調査実績報告書を作成しなければならない。

4 発注者は、受注者から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならぬ。

(調査及び指示)

第9条 発注者は必要があると認めるときは、受注者に対し要介護認定調査結果の説明を求め、立ち入り調査をし、

関係書類の提出を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による調査等により改善すべき事項が発見されたときは、受注者に対して必要な指示をすることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(業務実施の指示)

第12条 発注者は、委託業務について、受注者に必要な指示をすることができる。

(身分証の携行)

第13条 受注者は、要介護認定調査に従事する者に身分を示す証明書を携行させ、要介護認定調査の対象者又はその家族から求められたときは、それを提示させなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 受注者は、要介護認定調査の際に事故が発生したときは速やかに発注者、要介護認定調査の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、要介護認定調査により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行わなければならぬ。

(遵守事項)

第15条 受注者及び要介護認定調査に従事する者は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これらの職にあった者も同様とする。

2 受注者は、この契約に定めるもののほか、介護保険法等関係法令を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第16条 発注者は、次の各号の一に該当すると認められるときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 受注者が、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、又は介護保険施設の指定を取り消されたとき
- (2) 受注者が、厚生労働省令に規定される人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に違反し、受託業務を適切に行なうことが困難であると認められるとき
- (3) 受注者が、第3条第1項に定める者以外の者に要介護認定調査を行わせたとき
- (4) 要介護認定調査に従事する者が、面接による要介護認定調査を行わなかつたとき
- (5) 受注者が、不正な調査を行うなどこの契約の目的を達することができないと認められるとき
- (6) 受注者が、この契約又は契約に基づく指示に従わないとき、又は違反したとき
- (7) 受注者自らまたはその役員及びその配偶者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であることが認められるとき。
- (8) 受注者に、社会的信用を失墜する行為があったとき
- (9) 受注者に、前各号に相当すると認められる違反行為のあったとき
- (10) 法改正等により業務の委託ができなくなったとき

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

所 在 地 福島市五老内町3番1号
発注者 氏 名 福島市長 馬場 雄基

所 在 地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

印